

始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務委託の概要

(1) 業務名

始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務

(2) 業務概要

本市は、地域資源を活用したエネルギーの地産地消システムの構築により、地域内での経済循環やエネルギー構造の高度化による地域活性化や新たな雇用の創出を目指している。そのためには、本市の再生可能エネルギーの利用可能量や需給状況等を把握し、地域振興に資するプロジェクトを示すとともに、産官民が目的意識を共有する「始良市エネルギービジョン」が必要である。そこで、第一段階として、市域に豊富でありながら利用率の低い木質バイオマス資源に着目し、利活用可能量及びエネルギー需要量の具体把握を行うとともに、調査結果を基にしたエネルギービジョン（木質バイオマス編）を策定し、現実的な実施目標を盛り込みながら市民や事業者への普及啓発を図ることを目的とする。

なお、本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」に基づき実施する事業である。

(3) 業務内容

別紙「始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和2年2月29日まで

(5) 上限額

9,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に示す全ての条件を満たすものとし、必要に応じて本市より証明書等の確認資料の提出を求められることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

- (4) 始良市暴力団排除条例（平成 24 年始良市条例第 33 号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 鹿児島県内に本店・支店、又は営業所等を有していること。
- (6) 地方自治体において、過去 10 年以内にエネルギー政策推進に関するビジョン策定に係る業務を受注した実績（履行中のものを含む。）を有していること。

3 事務局

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
 始良市役所 企画部 企画政策課 企画調整係
 TEL 0995-66-3107（直通） FAX 0995-65-7112
 E-mail kikaku@city.aira.lg.jp

4 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和元年 8 月 16 日
参加表明書の提出期間	令和元年 8 月 16 日～令和元年 8 月 27 日
質問書の受付期間	令和元年 8 月 16 日～令和元年 8 月 23 日
質問回答日	令和元年 8 月 26 日
企画提案書等の提出期限	令和元年 9 月 2 日正午
第 1 次審査	令和元年 9 月 2 日～令和元年 9 月 4 日
第 1 次審査の結果通知	令和元年 9 月 5 日
第 2 次審査(プレゼンテーション)	令和元年 9 月 9 日（予定）
特定結果の通知	令和元年 9 月 10 日（予定）
契約の締結	令和元年 9 月中旬

5 質問の受付、回答

質問の受付は、下記のとおりとする。

- (1) 提出期限
令和元年 8 月 23 日（金）17 時 15 分まで（必着）
- (2) 提出方法
電子メールにて事務局アドレスに送信すること。なお、送信後に到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出様式 様式第 4 号「質問書」
- (4) 回答方法
令和元年 8 月 26 日（月）の 17 時 15 分までに、市のホームページ上に公開する

こととし、個別の回答は行わない。また、質問者の事業者名は公表しない。

(5) 注意事項

ア メール表題に「始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務に関する質問」と明示すること。

イ 質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。

ウ 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

6 参加表明にかかる必要書類

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、下記により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和元年 8 月 27 日（火）17 時 15 分まで（必着）

(2) 提出方法

事務局へ持参又は書留郵便にて提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

(3) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書類	様式 1 参加表明書	原本 1 部 (クリップ留め) 写し 1 部 (ホッチキス留め)
	様式 2 会社概要	
	様式 3 業務実績	

※各様式については市ホームページ上にて入手すること。

<http://www.city.aira.lg.jp/kikaku/enevision.html>

(4) 参加表明書類の記載に関する留意事項

ア 様式規格は、A4 規格・縦のみとする。

イ 文字サイズは、11pt 以上とする。

ウ 参加表明書類による言語は、日本語に限る。

エ 各種様式の記載は、次のとおりとする。

(ア) 様式 1 参加表明書

参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。

(イ) 様式 2 会社概要

a 会社名、所在地等を記載すること。

b 企業概要や実施業務分野（エネルギービジョン策定支援業務等）が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。

(エ) 様式 3 業務実績

a 参加希望者が過去 10 年以内に受注した地方自治体におけるエネルギー政

策推進に関するビジョン策定に関する業務について記載すること。

- b 業務実績は元請として受注したものに限る。
- c 記載した業務実績について、実績証明書等（契約書又はTECRISの実績証明書（一般財団法人日本建築情報総合センターに登録された実績証明書）の写しでも可）を提出すること。

(5) 提出先

前記3記載の事務局

7 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書の提出を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

(1) 提出書類

順番	内 容	様 式
①	企画提案書表紙	様式第6号
②	業務体制等説明書 (その1) 業務実施体制 (その2) 総括責任者の経歴等 (その3) 担当者の経歴等	様式第7号
③	特定のテーマに関する提案書 (その1) 当市の地域特性及び課題と業務の実施方針 (その2) 地域特性の分析方法 (その3) 木質バイオマスエネルギーの賦存量及び利用可能 量等の分析方法 (その4) 木質バイオマスエネルギーの需要量等の分析方法 (その5) ビジョン策定支援業務に当たっての工夫等及び特 記事項	様式第8号
④	工程計画書	自由様式
⑤	見積書	様式第9号
⑥	見積内訳書	自由様式

※各様式については市ホームページ上にて入手すること。

<http://www.city.aira.lg.jp/kikaku/enevision.html>

(2) 規格提案書の記載に関する留意事項

- ア 様式規格は、A4規格・縦のみとする。
- イ 文字サイズは、11pt以上とする。
- ウ 指定様式については、1枚に収まるようまとめて記載すること。ただし、様式

8号その5については片面2枚までとし、さらに、図、表等を別紙で2枚まで添付することができる。

エ 提出書類は、上記7(1)の順に綴じ、表紙以外のすべての用紙の下部に通し番号（ページ番号）を付すこと。

オ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう配慮し、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(3) 提出期限

令和元年9月2日（月）正午まで（必着）

(4) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

(5) 提出方法

事務局へ持参又は書留郵便にて提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

(6) 提出先

前記3に記載する場所

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査の方法

提案書等の審査は、当市が設置する「始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、審査は全て非公開とする。

(2) 審査の内容

① 第1次審査（書類審査）

ア 選定委員会において、提出書類による第1次審査を行い、第2次審査対象者として4者程度を選定する。ただし、提案書を提出した者が4者に満たない場合は、第1次審査を省略することとする。

イ 審査結果は、全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する事項についての質問、説明請求及び意見等は、受け付けないものとする。

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 選定委員会において、第1次審査により選定された者を対象に、提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行い、受託候補者を選定する。

イ 審査結果は、プレゼンテーションを実施した全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。

(3) 審査基準

評価項目		配点
1 実施体制	業務の実施体制や統括責任者及び担当者等の経歴が十分であるか 本業務を遂行する上で十分な実績を有しているか	15
2 実施方針	本業務の目的や本市の課題を的確に捉えた実施方針になっているか	15
3 実施内容	仕様書に基づき、的確かつ実現可能な提案となっているか 調査やデータ分析の手法が妥当であるか	35
4 スケジュール	契約期間内に無理なく実施できる工程となっているか	10
5 プレゼンテーション等	本業務に対する意欲や説明能力を有しているか	15
6 見積金額	適切かつ費用対効果が見込める金額であるか	10
合 計		100

(4) 質問等

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び意見等は受け付けないものとする。

9 プレゼンテーション審査

提出された提案書に基づいたプレゼンテーションを、次の要領で実施する。なお、プレゼンテーションの時間、控え室、その他留意事項等は、電子メールにより通知する。

(1) 日時

令和元年9月9日（月・予定）

(2) 場所

始良市役所本庁舎本館1階入札室（予定）

(3) プレゼンテーション時間

1事業者につき40分以内（準備5分、説明20分、質疑応答10分、撤去5分）とする。

(4) 人数

説明者を含めて3人以内とする。

(5) 留意事項

- ア プロジェクター、PC接続用ケーブル、スクリーン、電源は本市が準備する。
- イ プレゼンテーションに必要なノートパソコン等は、提案者が準備すること。
- ウ 提出された提案書等を簡潔にまとめたスクリーン投影用資料の配布は認めるが、提案書等に記載のない追加資料の配布は認めない。
- エ プレゼンテーションに参加しない場合は、採点を行わない。

10 契約締結

本市は、選定委員会において決定された受託候補者と業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで、契約を締結するものとする。

11 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があると事務局が判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

12 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 選定に関する異議は受け付けない。